

令和 6 年 度

第 3 回江別市国民健康保険運営協議会

日 時 令和 7 年 1 月 2 2 日 (水)
午後 6 時 3 0 分～
場 所 市民会館 3 7 号室

《 会 議 次 第 》

1 開 会

2 報 告 事 項

(1) 令和 7 年度国民健康保険事業費納付金確定額について

(2) 令和 7 年度江別市国民健康保険特別会計予算 (案) について

3 協 議 事 項

(1) 江別市国民健康保険税の課税限度額の改定について

(2) 江別市国民健康保険税の税額の改定について

4 そ の 他

5 閉 会

■ 報告事項（１）令和７年度国民健康保険事業費納付金確定額について

１ 令和７年度事業費納付金確定額

30億5470万1000円
(概算額29億8538万5000円)

概算額からの増額要因

- ・高額医療費負担金の基準額の引上げ
国及び北海道が一部負担している高額な医療費について、対象の医療費が1件80万円超から90万円超に引き上げられることに伴う歳入減。
- ・今後の納付金平準化を目的とした歳入額の留保
国から北海道への前期高齢者交付金が例年より多かったことに伴い納付金が減少したが、今後の納付金の平準化を目的として北海道が歳入額を留保。

２ 江別市国保事業費納付金確定額、保険税収納必要額等（一般被保険者分、単位：千円）

事業費納付金 確定額 ①	個別歳入 個別歳出 ②	保険税収納必 要額 ③=①-②
3,054,701	664,527	2,390,174

比較

現行税率		
賦課総額 ④	収納率 ⑤	収納見込額 ⑥=④×⑤
2,163,070	96.83%	2,094,501

収納不足
見込額
⑦=⑥-③
△295,673

令和６年度末基金残高 241,354千円を繰り入れても、54,319千円不足するため、令和７年度に税額の改定が必要である。

■ 報告事項（２） 令和７年度江別市国民健康保険特別会計予算（案）について

単位：千円

行 番 号	歳 入	令和6年度			令和7年度 予算見込額 C	予算 増減 C－A	令和6年度決算 見込みとの差額 C－B
		予算額（当初） A	予算額 （補正後）	決算見込額 B			
1	国民健康保険税	1,734,062	1,734,062	1,742,470	1,922,791	188,729	180,321
2	現年課税分	1,681,188	1,681,188	1,691,421	1,871,995	190,807	180,574
3	滞納繰越分	52,874	52,874	51,049	50,796	△ 2,078	△ 253
4	国庫支出金	10	3,340	3,455	20	10	△ 3,435
5	道支出金	9,084,348	9,084,348	9,066,672	9,119,210	34,862	52,538
6	一般会計繰入金	1,049,187	1,049,187	1,046,141	1,161,778	112,591	115,637
7	基金繰入金	302,315	302,315	302,315	18,000	△ 284,315	△ 284,315
8	繰越金	1	34,969	34,969	1	0	△ 34,968
9	その他の収入	30,077	30,077	30,077	30,037	△ 40	△ 40
10	歳入合計	12,200,000	12,238,298	12,226,099	12,251,837	51,837	25,738

行 番 号	歳 出	令和6年度			令和7年度 予算見込額 C	予算 増減 C－A	令和6年度決算 見込みとの差額 C－B
		予算額（当初） A	予算額 （補正後）	決算見込額 B			
11	総務費	87,997	91,327	85,781	92,959	4,962	7,178
12	保険給付費	8,904,345	8,904,345	8,886,539	8,948,255	43,910	61,716
13	国民健康保険事業費納付金	3,053,907	3,053,907	3,053,907	3,054,701	794	794
14	共同事業拠出金	1	1	1	1	0	0
15	保健事業費	135,330	135,330	129,971	138,858	3,528	8,887
16	基金積立金	65	34,985	34,748	25	△ 40	△ 34,723
17	その他の支出	18,355	18,403	8,403	17,038	△ 1,317	8,635
18	歳出合計	12,200,000	12,238,298	12,199,350	12,251,837	51,837	52,487

19	歳入歳出差引	0	0	26,749	0		
20	※単年度実質収支			△ 275,787	△ 17,976		
21	基金残高			241,354			

※歳入歳出差引から赤字及び黒字要素である繰越金、基金積立金、基金繰入金を除く

■ 協議事項（１） 江別市国民健康保険税の課税限度額の改定について

（案）

令和 7 年 1 月 日

江別市長 後 藤 好 人 様

江別市国民健康保険運営協議会
会 長 中 川 雅 志

答 申 書

令和 6 年 1 2 月 1 6 日付け 6 国年第 2 0 4 号で諮問のあった国民健康保険税の課税限度額の改定について、下記のとおり答申します。

記

1 国民健康保険税の課税限度額の改定

地方税法施行令に合わせ、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を 2 2 万円から 2 4 万円に改定することについては、被保険者間の保険税負担の公平性を確保するという趣旨に鑑み、必要であると考えます。

2 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の国民健康保険税から適用することが適当と考える。

■ 協議事項（２）国民健康保険税の税額の改定について

- | | | |
|---|-------------------|--------|
| 1 | 見直しパターンに対する各委員の意見 | ・・・P5 |
| 2 | 令和7年度確定納付金等の状況 | ・・・P7 |
| 3 | 確定納付金に基づく改定税率の検討 | ・・・P8 |
| 4 | モデルケースでの試算例 | ・・・P10 |
| 5 | 石狩管内他市比較 | ・・・P11 |

1 見直しパターンに対する各委員の意見

(1) 意見照会

・期 間 令和6年12月18日(水)～12月27日(金)

・対 象 江別市国民健康保険運営協議会委員 10名

・質問内容

- 1. パターン①～③に対する意見
- 2. 答申に適しているパターン
- 3. その他意見

・回 答 10名(回答率:100%)

「諮問事項(2)江別市国民健康保険税の税額の改定について」に対する意見書

氏名 _____

1 パターン①～③について、それぞれご意見を願いたします。

パターン① 毎年度改定	
パターン② 途中で改定	
パターン③ 一度の改定	

2 答申に適していると思われるパターンを1つ○で囲んでください。

パターン①	パターン②	パターン③
-------	-------	-------

3 その他、ご意見がございましたらご記入をお願いいたします。

12月27日(金)までに同封の返信用封筒でご返信いただくか、下記メールアドレスに送信いただきますようお願いいたします。

江別市国民健康保険 国保給付・年金担当 中川
電話 381-1028 FAX 381-1070
メール: kokuhoenkinn@city.ebetsu.lg.jp

(2) 回答内容

1. パターン①～③に対する主な意見

パターン 1

毎年度改定する

○今後の加入者減少、制度改正などにも柔軟に対応できる。

○税負担で考えると公平性がある。

●子ども・子育て支援金のほか、毎年度の税率改定により増額されることに理解を得られるか疑問。

パターン 2

7年度に改定し、途中で再度改定する

○改定しない年度は、子ども・子育て支援金のみので加算なので理解を得やすい。

●今後の状況変化に柔軟に対応しづらいので、パターン①に比べ劣後する。

●結果的に毎年度改定を迫られる可能性がある。

パターン 3

7年度に改定し、11年度まで持続させる

●再度税率見直しが必要となる可能性がある。

●引上げ率が最大である。

●加入時期、加入期間によって税負担に不公平が生じる。

2. 答申に適しているパターン

パターン①



9人

パターン②



1人

※多数の方が賛同するパターンに同意する旨コメント有

パターン③

0人

3. その他、主な意見

- ・いずれのパターンに決定しても、市民への周知が重要である。
- ・広報誌のほか、市民向け説明会や電話相談対応、カラー版でのお知らせなど、きめ細かな説明が必要である。

2 令和7年度確定納付金等の状況

(1) 令和7年度事業費納付金確定額

30億5470万1000円

(2) 必要な保険税

23億9017万4000円

7

(3) 現行税率と令和7年度標準保険料率の比較

区分	医療分			後期分			介護分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
現行税率	8.30	24,000	25,500	1.70	5,300	6,000	1.80	9,600	0	11.80	38,900	31,500
R7標準保険料率	8.64	28,753	28,539	2.67	9,367	9,297	2.01	9,156	7,182	13.32	47,276	45,018
差	0.34	4,753	3,039	0.97	4,067	3,297	0.21	▲ 444	7,182	1.52	8,376	13,518

(単位: %、円)

3 確定納付金に基づく改定税率の検討

パターン
1

毎年度改定する

(1) 設定税率

(単位：％、円)

区分	医療分			後期分			介護分			合計			賦課割合 (応能・応益)
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	
現行税率	8.30	24,000	25,500	1.70	5,300	6,000	1.80	9,600	0	11.80	38,900	31,500	48 : 52
R7改定税率	8.69	27,100	26,800	2.72	7,600	7,500	2.06	7,500	4,000	13.47	42,200	38,300	48 : 52
R8改定税率	9.20	28,000	28,200	3.10	8,500	8,600	2.20	8,500	6,700	14.50	45,000	43,500	47 : 53
R9改定税率	9.50	28,500	28,700	3.30	9,000	9,200	2.65	8,900	6,900	15.45	46,400	44,800	47 : 53
R10改定税率	9.60	29,400	29,600	3.50	9,900	10,000	2.80	9,800	7,800	15.90	49,100	47,400	46 : 54
R11改定税率	9.80	30,100	30,500	3.70	10,800	10,900	2.80	10,800	8,900	16.30	51,700	50,300	45 : 55
【参考】R7標準保険料率	8.64	28,753	28,539	2.67	9,367	9,297	2.01	9,156	7,182	13.32	47,276	45,018	44 : 56

(2) 今後の推計

(単位：人、億円)

項 目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	算定方法
a 被保険者数	21,446	20,783	20,140	19,517	18,913	過年度の減少率
c 必要な保険税	23.91	24.74	24.78	24.79	24.80	北海道の推計
d 税 収 額	23.73	24.56	24.60	24.61	24.62	c-f
e 余剰額・不足額	▲ 0.18	▲ 0.18	▲ 0.18	▲ 0.18	▲ 0.18	d-c
f 基金繰入額	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	6年度末の基金残高
g 年度末基金残高	2.23	2.05	1.87	1.69	1.51	e+前年度g

基金残高9千万円
(年1800万円)
を活用

基金残高
1.5億円を確保

3 確定納付金に基づく改定税率の検討

(3) 所得及び世帯ごとの保険税比較（7年度）

所得 金額 (万円)	換算収入 (概数)		1人世帯				2人世帯				3人世帯		軽減 区分				
			介護なし		介護あり		介護なし		介護あり2人		介護あり2人						
	給与 (万円)	年金 (万円)	現行 税率	改定 税率	比較	現行 税率	改定 税率	比較	現行 税率	改定 税率	比較	現行 税率		改定 税率	比較		
0～43	～98	～103	18,100	20,600	2,500	20,900	24,000	3,100	26,900	31,100	4,200	32,600	36,800	41,400	47,100	5,700	7割
60	115	120	47,300	53,800	6,500	55,100	63,000	7,900	61,900	71,100	9,200	74,500	84,100	89,200	101,500	12,300	5割
80	135	143	85,600	97,300	11,700	99,900	114,100	14,200	81,900	94,000	12,100	98,100	111,100	112,800	128,500	15,700	
100	155	170	117,700	134,000	16,300	137,500	157,200	19,700	101,900	116,800	14,900	121,700	138,000	136,400	155,300	18,900	
130	197	210	147,700	168,200	20,500	172,900	197,600	24,700	159,000	182,200	23,200	190,000	215,300	171,800	195,800	24,000	
150	226	236	167,700	191,000	23,300	196,500	224,500	28,000	179,000	204,900	25,900	213,600	242,100	237,100	269,900	32,800	2割
200	297	303	217,700	248,100	30,400	255,500	291,900	36,400	247,000	282,800	35,800	294,400	334,100	296,100	337,300	41,200	
250	368	370	267,700	305,100	37,400	314,500	359,200	44,700	297,000	339,800	42,800	353,400	401,400	382,700	436,100	53,400	なし
300	430	434	317,700	362,200	44,500	373,500	426,600	53,100	347,000	396,900	49,900	412,400	468,800	441,700	503,500	61,800	
400	555	552	417,700	476,300	58,600	491,500	561,300	69,800	447,000	511,000	64,000	530,400	603,500	559,700	638,200	78,500	
500	678	669	517,700	590,400	72,700	609,500	696,000	86,500	547,000	625,100	78,100	648,400	738,200	677,700	772,900	95,200	
600	790	785	617,700	704,500	86,800	727,500	830,700	103,200	647,000	739,200	92,200	766,400	872,900	795,700	907,600	111,900	
700	895	890	717,700	818,600	100,900	845,500	965,400	119,900	747,100	851,400	104,300	884,400	1,005,700	913,700	1,013,300	99,600	
800	995	995	789,900	871,000	81,100	935,700	1,038,400	102,700	795,200	878,600	83,400	950,600	1,048,600	955,900	1,056,200	100,300	
世帯数 (全体 15,373世帯)			9,849				4,375				749						
割合			64.07%				28.46%				4.87%						

※ 年金収入による所得金額は、65歳未満の方の所得計算により算出。

※ 条件：収入は世帯のうち1人のみ。

4 モデルケースでの試算例

例1：40代夫婦、10代の子1人

夫：給与所得 276万円（給与収入400万円）
 妻：給与所得 0円
 子：給与所得 0円

区分	医療分	後期分	介護分
所得割 (百円以下切捨て)	233万円 ^(※1) × 8.69%	233万円 ^(※1) × 2.72%	233万円 ^(※1) × 2.06%
均等割	27,100円×3人	7,600円×3人	7,500円×2人
平等割	26,800円×1世帯	7,500円×1世帯	4,000円×1世帯
小計	310,500円	93,600円	66,900円

※1：233万円＝276万円（夫の所得）－43万円（基礎控除）

年税額：471,000円（現行：413,400円）

例2：70代夫婦

夫：年金所得 190万円（年金収入300万円）
 妻：年金所得 0円（年金収入 80万円）

区分	医療分	後期分	介護分
所得割 (百円以下切捨て)	147万円 ^(※2) × 8.69%	147万円 ^(※2) × 2.72%	—
均等割	27,100円×2人	7,600円×2人	—
平等割	26,800円×1世帯	7,500円×1世帯	—
小計	208,700円	62,600円	—

※2：147万円＝190万円（夫の所得）－43万円（基礎控除）

年税額：271,300円（現行：237,000円）

5 石狩管内他市比較 ※他市は6年度税率

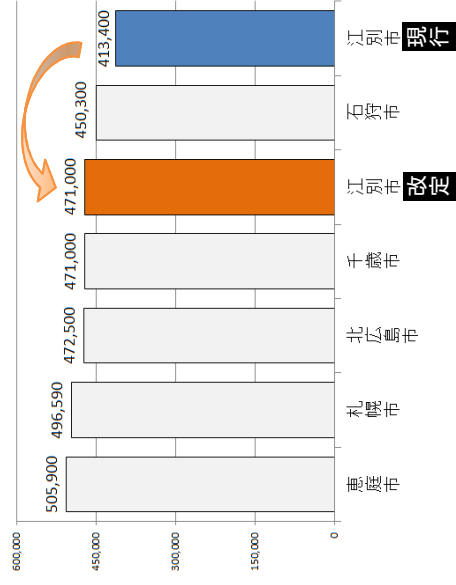
(1) 税率等比較

(2) モデルケースでの比較

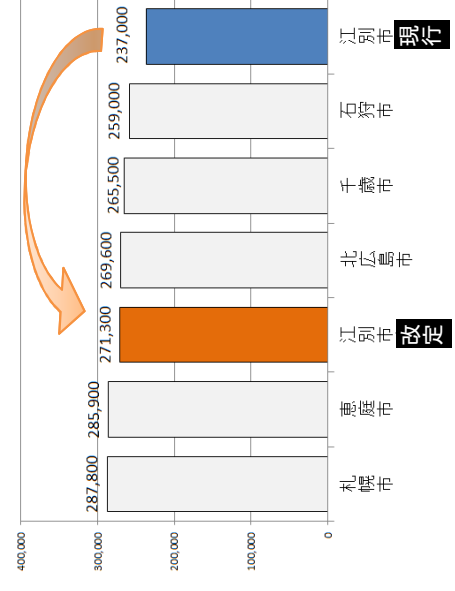
(単位：％、円)

区分	江別市 改定	江別市 現行	札幌市	千歳市	恵庭市	北広島市	石狩市
医療分	所得割	8.69	8.30	9.59	8.67	9.38	8.63
	均等割	27,100	24,000	19,350	22,800	26,800	23,200
	平等割	26,800	25,500	33,270	24,600	25,900	33,700
後期分	所得割	2.72	1.70	3.00	3.01	2.95	2.16
	均等割	7,600	5,300	6,200	7,700	8,600	6,000
	平等割	7,500	6,000	10,660	8,300	8,100	8,400
介護分	所得割	2.06	1.80	2.73	2.20	2.35	2.03
	均等割	7,500	9,600	5,670	8,600	9,100	7,500
	平等割	4,000	—	7,850	6,100	5,600	7,100
合計	所得割	13.47	11.80	15.32	13.88	14.68	12.82
	均等割	42,200	38,900	31,220	39,100	44,500	36,700
	平等割	38,300	31,500	51,780	39,000	39,600	49,200

■例1：40代夫婦2人、10代の子1人



■例2：70代夫婦2人



所得割 (%)

均等割 (円)

平等割 (円)

